橫濱華僑基督教會組織圖

基督是教會之首

又將萬有服在他的腳下、
使他為教會作萬有之首。
以弗所書1:22

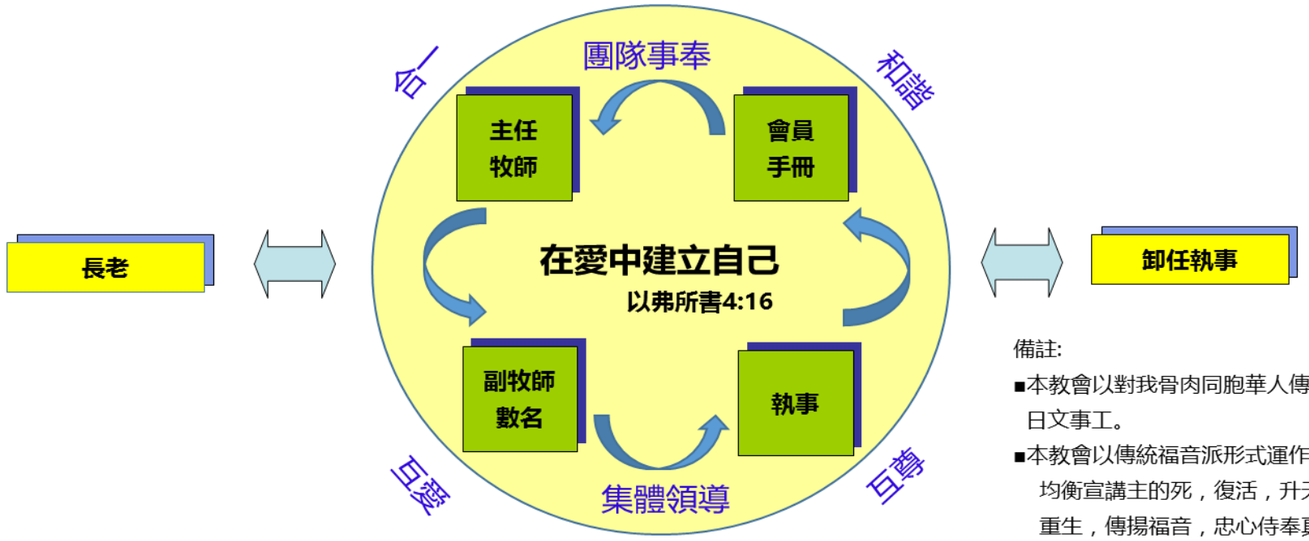

備註:

- 本教會以對我骨肉同胞華人傳福音為義不容辭之責任，並兼顧本地日文事工。
- 本教會以傳統福音派形式運作：按正意分解真理(提摩太後書2:15)均衡宣講主的死，復活，升天，再來，三位一體真神，罪，悔改，重生，傳揚福音，忠心侍奉真理。
- 本教會不走靈恩派路綫：如強調神醫(拒絕醫藥)，高舉方言，預卜他人前途，偏激形式崇拜，跳靈舞，打靈滾等激情活動。

執事・同工・幹事

宣教
- 植堂事工
- 佈道會・福音茶會
- 定期培靈會
- 海內外宣教・短宣隊

節目
- 禮拜安排・各種研討會・主日下午聚
- 牧師講臺安排・服事表
- 查經禱告會的各項安排
- 敬拜讚美管理

文書
- 文書辦公室電腦管理・影音錄製
- 各種會議和聚會的記錄及存檔
- 周報・教會網站製作・教會對外宣

財務
- 財務管理・預算編制・管理
- 會計
- 出納

鼓勵全體會友參與支持及代禱

總務
- 營會對外聯絡安排
- 證書名簿 教會各種媒體管理 圖書管
- 用具保管維修
- 硬体設備管理 更新及修繕

社區服務
- 慈善事工
- 分發單張
- 興趣小組
- 語言班（中・英文會話班）

查經禱告會
- 代禱
- 敬拜
- 參與
- 鼓勵

團契
- 青年團契
- 愛愛團契
- 多加團契
- 清福團契

執事・同工・幹事

教育
- 兒童主日學
- 青少年
- 成人主日學

裝備訓練
- 受洗班・輔導班
- 文字・音像事工
- 造就初信者・定期課程

關顧探訪
- 家庭禮拜・小組
- 有系統地探訪・醫院探訪
- 招待・新人跟進聯絡

宗教法人 横濱華僑基督教會

會員手冊

條　文

本手冊是專為本教會會員而訂、連同本教會立案規則、信條及事務細則彙在一起、經過多方祈禱並審愼的思考而訂定。作為會員前路之指引、堅定教會。

第 一 章　總 則

第　一　條　本教會定名為宗教法人横濱華僑基督教會、依據日本宗教法人法在１９５７年７月２日在神奈川縣廳登記立案。（立案規則第一條）

第　二　條　本教會設立於神奈川県横濱市中區山下町八十二番地之八。（立案規則第二條）
必要時得擴充至其他地點。

第　三　條　本教會以　神所黙示之聖經為根基、並依照本教會信條以廣傳基督福音、使世人蒙恩得救、推行一切有關聖工、培養信徒為宗旨。（立案規則第三條）
聖工内容另章訂定之。
本教會不擧行一切政治活動或參與任何政治活動。

第　四　條　本教會公告事項須在本教會内掲示處公告十日之久。（立案規則第四條）
前述十日是指公告事項之實施前十日而言。

宗教法人 横浜華僑基督教会

会員手帳

条　文

本手帳は本教会会員の為のものであって、教会立案規則、信条、事務細則等に関して、十分な祈りと審議の後に決定されたものである。敢えて教会員の前途と教会の安定の為に規定した。

第 一 章　総 則

第　一　条　本教会の名称は宗教法人横浜華僑基督教会とする。これは日本の宗教法人法に照らして１９５７年７月２日神奈川県庁に登記したものである。
（立案規則第一条）

第　二　条　本教会は神奈川県横浜市中区山下町８２番地の８に設立する。
（立案規則第二条）
必要な際はその他の地域への拡充もできる。

第　三　条　本教会は神の啓示した聖書をその基盤とし、本教会の信条に従って福音を広め人々に救いを得させるすべての働きを行い、信徒を養うことを旨とする。
（立案規則第三条）働きの内容については別章にて規定する。
本教会は一切の政治活動及び政治にかかわる活動を行なわない。

第　四　条　本教会において告示する事柄に関しては本教会内に 10 日間掲示する。
（立案規則第四条）　前述の 10 日は告示事項の施行する 10 日以前とする。

第 二 章　教會聖工（立案規則第三條）

第　五　條　本教會辦理聖禮儀典及禮拜聚會等、乃連於基督、以期達成宣揚福音、培養信徳等目的。設立各種聚會如下:

第一項　聖禮儀典：聖洗禮及聖餐禮等。

第二項　禮拜聚會：主日晨禱會、教會學校（中・日文班及英語班等）、主日禮拜（中文禮拜、日文禮拜；宣召、唱詩、祈禱、啓應、信經、讀經、證道、奉献、報告及祝禱等）、交通會（見證、勉勵及提言等）、查經禱告會、婦女會、弟兄會、愛愛團契、青年團契、青少年會（大専生、高初中生及一般青年等）、聖詩班等。

第　六　條　聖禮儀典須由本教會牧師、傳道又或長老主持、如遇本教會會員中無適任者時、得向外聘請牧師主持，聘請牧師辦法另訂之。
*傳道主持聖禮儀典需要長執會的承認。

第　七　條　長老的職分是輔助牧執、共同負責推進教會一切屬靈的事工、時需關懷會員靈性上之長進、使屬靈的恩賜得以完遂並可代行牧師的職分。（彼前五：一～三；徒二十：二十八）按立長老辦法另訂之。

第　八　條　主日禮拜、聖餐禮拜、復活節禮拜、感恩節禮拜及聖誕節禮拜等之司會、原則上須由長老、顧問執事及執事經驗者輪値分擔之、另經由執事會所承認之會員也可做司會。
司會者須負責宣召、禱告、啓應、讀經、報告等儀節、至於聖餐、則由其他上述同工分擔之。司琴、奉獻、翻譯、招待、値日及其他聚會之司會等事工由執事會選派適任會員分擔之。

第 二 章　教会の働き（立案規則第三条）

第　五　条　本教会で行なわれる聖礼典及び礼拝・集会等は、キリストにつながり、福音を伝え、信徒の徳を高める等を目的とする。各種集会は下記の通り：

第一項　聖 礼 典：バプテスマ（洗礼式）及び聖餐式。

第二項　礼拝集会：主日祈祷会、教会学校（中・日・英語クラス等）、主日礼拝（中国語礼拝・日本語礼拝…前奏、賛美、祈祷、交読、使徒信条、聖書朗読、説教、献金、報告及び祝祷等）、交わり会（証し、励まし及び提言等）、聖書研究祈祷会、兄弟会、婦人会、愛々会、青年会（大学、専門学校、高校、中学生及び一般青年）、聖歌隊等。

第　六　条　聖礼典は必ず本教会の牧師、伝道師、又は長老によって行なわれる。もし本教会会員の中に適任者がいない時は、
外部から牧師を招いてこれを行なう。牧師の招聘方法は別途に規定する。
*伝道師が聖礼典を行うには、長執事会の承認を必要とする。

第　七　条　長老の職務は牧師及び執事を補佐することで、牧師と共に教会の全ての霊的な働きを行ない、常に教会員の霊的成長に気を配り、その賜物を完全に用いる。
又、牧師の職務を代行することができる。（第一ペテロ 5：1～3、使徒 20：28）
長老の任命方法は別途に規定する。

第　八　条　主日礼拝、聖餐礼拝、イースター礼拝、感謝祭礼拝及びクリスマス礼拝の司会は原則として長老、顧問、執事及び執事経験者が交代で担当する。但し、執事会の承認を得た者は司会をすることが出来る。
司会者は招詞、祈祷、交読、聖書朗読、報告等を行なう。聖餐式の分餐は執事により執り行われる。
その他奏楽、献金、通訳、接待、当直及びその他の集会の司会等は執事会の任命した者が行なう。

第 三 章　組織

第　九　條　本教會會員分爲會員和准會員兩類，具體説明如下:

一、會員的加入辦法:

凡在本教會受洗、領受聖餐或由其他教會轉籍加入本教會經執事會確認、並參加本教會各種聚會或事奉達三個月以上者。

二、准會員規定如下:

1．凡在本教會受洗未滿三個月或由其他教會轉籍加入本教會未滿三個月者。

2．本教會會員離此他往而無意轉出會籍者、得由本人向執事會申請。當其本人可以再次恢復來到教會參加禮拜並領聖餐之時，隨時可以向執事會申請恢復會員資格。

3．本教會會員連續不參加各種聚會達一年以上、經執事會確認之後，將其轉爲准會員。另外，准會員須參加本教會聚會滿三個月后方擁有選舉投票權。

三、失去會員資格的規定:

本人公開聲明不相信耶穌，經得確認者。

第　十　條　教會之會員大會以年滿 20 歲以上的會員組織之。（立案規則第十五條）

第十一條　會員大會設主席書記各一人。主席以教會代表充之、負責維持大會秩序、並整理議案。書記就出席會員中選出之。（立案規則第十六條）

第十二條　會員大會分定期大會及臨時大會二種、前者定每年四月召開一次、除依章公告外、另由教會代表於會期前十日以書面通知。後者如執事會認為有必要或有三分之二以上之正會員要求時、得由教會代表召開之、召開辦法與定期大會同。

（立案規則第十七条）

第十三條　會員大會須有正會員半数以上出席始能開會議事。因故不能出席者可向代表提出委任狀、但當日無選舉權及決議案之表決權。

大會決議須有出席者半数以上之贊成、始能通過、如遇贊否同数時、由主席裁決之。（立案規則第十八條）

第十四條　會員大會決議事項如下:

一、選舉執事、聘請牧師及按立長老。

二、報告上年度事工概要及提出本年度事工計劃。

三、報告上年度決算結果及提出本年度預算案。

四、有關財産管理之議案。

五、有關教會合併及解散之議案。

六、有關清算人之議案。

七、有關改訂規則之議案。

八、有關教會其他重要議案。（立案規則第十九條）

第 三 章　組織

第　九　条　本教会会員は会員、準会員の二つに分類され、具体的内容は以下の通り：

一、会員の加入方法：

本教会で受洗し、聖餐にあずかっている者、或いは他教会から本教会に転籍を執事会が確認した者、且つ本教会の各集会に三ヶ月以上参加或いは奉仕している者。

二、準会員の規定は以下の通り：

1. 本教会で受洗し三ヶ月未満、或いは他教会より転籍後三ヶ月未満の者。

2. 本教会会員で他の地方へ転居したが、籍を抜く意志の無い者で、本人が教会に申請した者。本人が再び教会の礼拝に参加し、且つ聖餐にあずかる時は、執事会に会員資格の回復を随時申請できる。

3. 本教会会員で連続して各集会に一年以上参加していない者は、執事会の確認後、準会員とされる。また、準会員は本教会の集会に三ヶ月以上参加してから選挙の投票権がある。

三、会員資格を失う規定：

本人が公にイエスを信じないと声明し、確認された者。

第　十　条　教会の会員大会は満 20 才以上の会員によって構成される。（立案規則第十五条）

第十一条　会員大会は主席及び書記をそれぞれ一人立てる。主席は教会代表が担当し、大会の秩序を維持し、議案を整理する。書記は出席している会員の中から選ばれる。（立案規則第十六条）

第十二条　会員大会は定期大会と臨時大会の二種類が有る。前者は毎年四月に一度開き、告示を出す以外に、教会の代表によって大会の十日前迄に書面にて通知される。後者については、執事会が必要と認めた場合、或いは正会員の２／３以上の要求が有った場合、教会代表によって招集される。その召集方法は定期大会と同じ。（立案規則第十七条）

第十三条　会員大会は必ず正会員の半数以上の出席をもって開会する。もし何かの理由で出席できない者は、委任状を代表に提出する。しかし、彼らには当日の選挙権及び議決権はない。大会の決議は必ず出席者の半数以上の賛成によって可決される。可否同数の時は、主席が裁決する。（立案規則第十八条）

第十四条　会員大会決議事項は以下の通り：

一、執事の選挙、牧師の招聘及び長老の按手。

二、前年度の働きの報告及び今年度の働きの計画案。

三、前年度の決算及び今年度の予算案。

四、財産管理に関する議案。

五、教会合併及び解散に関する議案。

六、清算人に関する議案。

七、規則の改正に関する議案。

八、教会に関するその他重要議案。（立案規則第十九条）

第 四 章　執事會

第 十 五 條　本教會執事會以現任按手執事九人組成之、負責辦理教會一切行政事宜。（但按需要可增設名額）。前述執事九人由會員大會選出之、並由執事九人中互選代表一人、副代表一人、但副代表可兼任各部負責人之一。
（立案規則第五及第六條）
選舉執事辦法在後面有記述。

第 十 六 條　代表及執事之任期同為二年、最多得連選連任三期共六年。
代表或執事任期屆滿或提請辭職時、原則上須待新任者接任後、始得離職。
（立案規則第七條）

第 十 七 條　代表對外代表本教會、對内總理會務、並充任執事會主席及保管教會印信、及重要文件等。（立案規則第八條）

第 十 八 條　本教會一切事工由出席半数以上之執事會議決之。（立案規則第九條）

第 十 九 條　定期執事會每月召開一次、如遇必要時、得由代表召開臨時執事會。

第 二 十 條　如遇下列事故之一時、須設立代行人、使事工不致停頓。

一、凡執事因死亡、辭職等故以致出缺而一時未能補選時。

二、凡執事因疾病、出外或其他原因、不能執務達三個月以上時。

（立案規則第十條）

第二十一條　如發生前條第一項和第二項事故、出現代表欠缺時、由副代表為代表代行人、如副代表欠缺時由執事中選出副代表代行人。
（立案規則第十一條）

第二十二條　代行人須代理執行代表、副代表或執事一切職務。（立案規則第十二條）

第二十三條　代行人任務完了時、其職分亦隨之自動停止。（立案規則第十三條）

第二十四條　正副代表或執事在行事上如有妨害教會利益時、經半数以上會員要求得行使罷免權、停止其代表權或議決權。遇有此項情形時、前者須開執事會就執事之中選出暫定正副代表以代其職。後者須召開臨時會員大會就會員之中選出暫定執事代之。（立案規則第十四條）

第 四 章　執事会

第 十 五 条　本教会の執事会は按手を受けた九人から構成され、教会の全ての業務の責任を持つ。この執事九人は会員大会によって選出され、この中から代表一人副代表一人を選ぶ。ただし副代表は各部の責任者の一人として兼任できる。
（立案規則第五及び第六条）
執事の選挙方法は後ろに記述する。

第 十 六 条　代表及び執事の任期は共に二年とするが、連任は最多三期六年までとする。
代表及び執事の任期満了或いは辞任する時は、原則新任者に引き継ぎの後、始めて辞職できる。（立案規則第七条）

第 十 七 条　代表は対外的には本教会を代表し、教会内では業務の統轄、執事会の主席をつとめ、教会の印や重要文件等を保管する。（立案規則第八条）

第 十 八 条　本教会の一切の働きは半数以上が出席した執事会の議決により決定される。
（立案規則第九条）

第 十 九 条　定期的な執事会は毎月一度開かれるが、必要とあれば代表の招集によって臨時の執事会を開くこともできる。

第 二 十 条　次の様な緊急の際は、代理人を立てることにより、働きが停止しないようにする。

一、執事が死亡、辞職等により欠けるも一時的に補欠選挙ができない場合。

二、執事が病気、不在その他の理由で三ヶ月以上執務できない場合。
（立案規則第十条）

第二十一条もし前条第一項又は第二項の事態になった場合、代表が欠員となった時には、副代表が代表代理人となる。副代表が欠員となった時は、執事の中から副代表代理人をたてる。
（立案規則第十一条）

第二十二条　代理人は代表，副代表或は執事の一切の職務を代行しなければならない。
（立案規則第十二条）

第二十三条　代理人の任務が完了した時、その他の職権も自動的に停止する。
（立案規則第十三条）

第二十四条　正副代表或いは執事がその行いに於いて教会に不利益を与えた時は、会員半数以上の求めにより罷免権を行使でき，正副代表権及び議決権を停止することができる。もしこの様な事態になった場合、前者は執事会を開き執事の中から暫定代表を選び職務を代行させる。後者の場合は臨時会員大会を開き会員の中から暫定執事を選ぶ。（立案規則第十四条）

第 五 章　行政與事工（事務所）

第二十五條　教會事工小組（事務所）為管理教會一切事工之核心。（立案規則第二十條）

第二十六條　事工小組以下列各小組組成之:

一、宣教部（中文・日文）　　二、文書部（中文・日文）

三、總務部　　四、教育部

五、財務部（會計・出納）

各部負責人就執事之中互選一人至二人充任之。各部同工由各部負責人就會員之中挑選每部一人至二人充任之。各部負責人分掌所屬該部事工、各部同工須承命協助所屬該部事工。（立案規則第二十一條）

（附件）以原行将教會八部門細分 12 事工小組、每組由各執事擔任負責人並由會員中選出另外 4 人成立小組、推動事工發展。（附加教會組織圖）

第二十七條　一、宣教部主管計劃推行主日崇拜各種聚會以及聖餐、洗禮等各項儀禮、並統計、保管有關一切傳道資料。

二、文書部主管執事會會議議事録、聚會記録、書類擬稿、信件收發、卷宗保管、印製週報、教會通訊及各種宣傳刊物、海報等。

三、總務部主管管理洗禮證書、結婚證書、會員名册、執事名册、墓地使用登記簿以及教會維修、物品購置並安排教會各種服務工作（如會場佈置、婚喪喜慶、迎送接待等）。

四、教育部主管輔導教會學校及各團契之教育工作、促進其向上發展、並保管有關信徒教育、靈修等書籍。

五、財務部分為會計與出納各一人、兩人共同處理財務工作。

１．會計主管理填製現金收支傳票、轉帳傳票、收據等原始憑證以憑記帳、並編製預算及決算報告諸表、財産目録等。

２．出納主管辦理現金出納、銀行及郵局存款來往、並保管庫存及保險單等。

第 五 章　教会行政と働き（事務所）

第二十五条　教会組織（事務所）は、教会の全ての業務を行う中心である。
（立案規則第二十条）

第二十六条　組織は以下の部により構成される。

一、宣教部（中国語・日本語）　　二、文書部（中国語・日本語）

三、総務部　　四、教育部

五、財務部（会計・出納）

各部の責任者は、執事の中から一名又は二名選ばれる。
各部の責任者は会員のから一名又は二名を同労者として選ぶ。
各部の責任者は、所属する部の働きを行い、各部の同労者は協力してこれを行う。（立案規則第二十一条）

（附則）教会組織を八部門 12 組に分け、各組は各執事が責任者となる、又会員の中からその他 4 名を選出し、各組の働きを推進する。（別途教会組織図参照）

第二十七条　一、宣教部は礼拝、行事、各種集会、及び聖餐式、洗礼式等の各儀式を管理し、全ての資料を統計し、保管する。

二、文書部は執事会の議事録、集会記録、各書類の草案作成、手紙の発送、受信重要文献の保管、週報の印刷、教会通信、各種刊行物、宣教、ポスター等を担当する。

三、総務部は洗礼証書、結婚証書、会員名簿、執事名簿、墓地使用登記簿及び教会の修理、物品の購入、並びに教会の各種行事の準備をする。（会場整備、冠婚葬祭、送迎、接待等）

四、教育部は教会学校、各グループを指導、教育し成長を促す。又信徒教育、ディボーション等の書籍を管理する。

五、財務部は、会計、出納の各一人に分かれ、両名が共同で会計及び出納の仕事に携わらなければならない

１．会計は出入金伝票を作成し、帳簿を記入し、領収書を発行することを管理し、又予算及び決算報告書、財産目録等を作成する。

２．出納は、現金出納、銀行、郵便局での手続き、並びに金庫や保険証書等を保管する。

第 六 章　財務

第二十八條　教會一切財源全憑自由奉献。凡屬會員皆有奉獻之義務。（立案規則第二十二條）

第二十九條　教會所有財産須劃分為基本財産及普通財産二大專戸處理之。
所有教會土地房産以及其他不動産或指定為基本財産之奉獻、須劃入基本財産專戸之内。
基本財産以外之財産、如經常奉獻收入及存款利息等、須劃入普通財産專戸之内。（立案規則第二十二條）

第三十條　如遇設立或變更基本財産時、須先得會員大會之承認始得進行。（立案規則第二十三條）

第三十一條　凡基本財産之現金、須存放於穩固銀行或郵政貯金局、妥為保管、不得與普通財産混同處理。（立案規則第二十四條）

第三十二條　如遇下列事項時、須經會員大會議決、並於施行以前最少１個月、將其須辦理要點向會員及有關者公告之。但施行第三項至第五項時因時間不及公告、或該項不動産之全面積未滿四分之一、尤以第五項須在三日以内施行者、不在此限。
一、處分不動産或以不動産作擔保抵押。
二、借款（以當年會計年度内能償還者不在此限）或保證。
三、教會地上主要建築物之新建、改建、移建、拆除或模様變型。
四、土地模様變型。
五、變更教會地上主要建築物或土地等之用途。（立案規則第二十五條）

第三十三條　毎會計年度終結後、須於三個月以内編製財産目録提交會員大會承認之。（立案規則第二十六條）

第三十四條　教會經費以普通財産支付之。（立案規則第二十七條）

第三十五條　本教會預算須在毎新年度開始一個月以前編成、提交會員大會通過之。（立案規則第二十八條）

第三十六條　預算分經常及臨時二部、毎部另立科目、以區分歳入性質及歳出目的。（立案規則第二十九條）

第三十七條　為準備支付超過預算及預算外款項、得在預算中設立預備費專帳。動用預備費時、須先得會員大會之承認才得支付之。（立案規則第三十條）

第 六 章　財務

第二十八条　教会の全ての財源は自由献金に依る。
会員は献金の義務を有する。（立案規則第二十二条）

第二十九条　教会の全ての財源は大きく基本財産と普通財産の二つに分けられる。全ての教会の土地建物及びその他の不動産や基本財産と指定された献金は基本財産とする。
基本財産以外の財産、例えば通常の献金や銀行の利息は普通財産の項目に入れる。（立案規則第二十二条）

第三十条　基本財産を新たに設けたり変更したりする時は、必ず会員大会で承認を受けなければならない。（立案規則第二十三条）

第三十一条　全て基本財産に該当する現金は、銀行か郵便局に預けて、普通財産と混同しないようにする。（立案規則第二十四条）

第三十二条　以下の事項については、会員大会の議決の後、施行の少なくとも一ヶ月前にその要点を会員及び関係者に通知しなければならない。しかし第三及び第五項目を行なう時に、時間が足りなかったり、該当する不動産の全面積の１/４未満、特に第五項目を三日以内に行なう場合はこの限りではない。
一、不動産を処分したり抵当に入れる場合。
二、借金（その会計年度内に返すことができるものは除く）や保証の場合。
三、教会の主要な建築物の新築、改築、移転、取り壊しやリフォーム等。
四、土地の形状の変更。
五、教会の主要建築物及び土地の用途の変更。（立案規則第二十五条）

第三十三条　毎会計年度が終わるたびに財産目録を作成し、会員大会に提出し、その承認を受けなければならない。（立案規則第二十六条）

第三十四条　教会経費は普通財産の内から支出される。（立案規則第二十七条）

第三十五条　本教会の予算は必ず年度の始まる一ヶ月前に作成され、会員大会を通過しなければならない。（立案規則第二十八条）

第三十六条　予算は通常と臨時の二つに分けられ、それぞれの科目ごとに歳入と支出に区分する。（立案規則第二十九条）

第三十七条　予算を超過した場合や予算外支出に備えて、予算の中に預備費をおく。
預備費を使う場合は事前に会員大会で承認を得る必要がある。（立案規則第三十条）

第三十八條　預算編成後、如遇因故不得已要追加或訂正時、須先得會員大會之承認、始能將既定預算追加或訂正之。（立案規則第三十一條）	第三十八条　予算作成後、何らかの理由により追加や訂正をしなければならない時は、必ず会員大会で承認を得て、始めて予算の追加や訂正を行うことができる。（立案規則第三十一条）
第三十九條　有特別需要時、得設立特別會計。（立案規則第三十二條）	第三十九条　特別な必要が有る時は、特別会計を設けることができる。（立案規則第三十二条）
第四十條　決算須在每會計年度終結後一個月以内編製決算書、經會員大會承認後公告之。（立案規則第三十三條）	第四十条　決算は必ず毎会計年度終了後一ヶ月以内に決算書を作成し、会員大会で承認された後告示すること。（立案規則第三十三条）
第四十一條　歲計產生剩餘或另有預算外收入時、得將全額移轉下期歲入項内。但經會員大會議決、可將該剩餘之一部或全部劃入基本財產專戶之内。（立案規則第三十四條）	第四十一条　収入の剰余分及び予算外収入が有った場合は、その全額を次期の収入分に繰り込む。しかし会員大会の決議の後、その剰余分の一部或いは全部を基本財産の項目に入れることができる。（立案規則第三十四条）
第四十二條　本教會會計年度由每年四月一日起、至翌年三月底止。（立案規則第三十五條）	第四十二条　本教会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月末までとする。（立案規則第三十五条）

第七章　會計

第四十三條　一、一切收入與支出、均須即日製成會計傳票、傳票為記帳之唯一憑證。無論任何情形非根據傳票不能記帳。
二、各部門購買物品時須由該負責執事簽名、並詳載用途説明、始可領款。

第四十四條　傳票須清楚詳載、司帳與司庫聯署後、交由代表加簽確認、以憑記帳。

第四十五條　凡收記名奉献等款項、如有需要応開發收據、收據除蓋教會印章外、並由司帳與司庫聯署、同負連帶責任。收據存根為收入傳票憑證之一、須妥為保存。

第四十六條　本教會帳簿分基本財産専用之現金日記帳、分類總帳、銀行來往帳、郵政貯金局來往帳、固定資産台帳等及普通財産専用之現金日記帳、牧師旅費酬勞準備金帳、經費明細帳等。帳簿種類按需要得增設之。

第四十七條　司帳須於每日帳簿記齊後、將現金餘額與司庫核對庫存現金是否相符、如發覺錯誤時、須再覆算至相符為止。

第四十八條　毎週奉献收入和支出須於翌週在週報上發表之。

第四十九條　毎月收支共計簡報須於翌月第一週在佈告欄發表之。

第 五 十 條　毎年會計年度終結後、須將外來收據、本教會收據存根、現金收支傳票、轉帳轉票、帳簿、表報等分別裝訂、保存五年以上、以備存査。

会計監査制度

一、監査的目的
從中立的立場、對執事會的會計業務進行監察、並於毎年 4 月舉行的會員大會上報告監査結果。
二、監査人員的選出方法和任期
於會員大會上由會員相互推選出 2 名監査員、任期 1 年、並可再任。
三、2005 年度開始実施。

第七章　会計

第四十三条　一、いかなる収入や支出であっても、必ずその日の内に収入か支出のどちらかの項目の伝票を切り、いかなる場合でも伝票のないものは記帳しない。
二、各部門で物品を購入する場合、担当執事の承認と使途説明があって支給される。

第四十四条　伝票は必ずはっきり記入し、会計と出納がサインをした後、代表が更にサインをし記帳の為の証拠とする。

第四十五条　全て記名された献金等は、必要に応じて領収書を発行し、教会の印を押す以外に、会計と出納がサインすることによって連帯責任を負うようにする。領収書の写しは保管して証拠とする。

第四十六条　本教会の帳簿は基本財産の項目には現金出納帳、分類帳、銀行通帳、郵便通帳、固定資産台帳及び普通財産専用の現金出納帳、牧師旅費、退職金準備帳、経費明細帳等がある。帳簿の種類は必要に応じて増やすことができる

第四十七条　会計は毎日の帳簿記載後、現金残高と出納伝票が等しくなければならない。もし間違いがあったならば再度等しくなるまで計算する。

第四十八条　毎週の献金収入・支出は、翌週の週報上で発表する。

第四十九条　毎月の収支報告書を、翌月の第一週に掲示板に発表する。

第 五 十 条　毎年の会計年度終了後、外来領収書、本教会発行領収書控、現金出入金伝票、振替伝票、帳簿、収支、報告書等を五年以上保存し監査に備える。

会計監査制度

一、監査の目的
教会の中立な立場として、執事会の会計業務を監査し、毎年 4 月の会員大会において、監査結果を会員に報告する。
二、監査員の選出方法と任期
会員大会において、会員相互の推薦により 2 名選出され、任期は 1 年。但し再任も可。
三、2005 年度より実施する。

第八章　補則

第五十一條　本教會立案規則如需更改時、須先獲得執事會三分之二之同意、會員大會之承認、並經神奈川縣知事審核證明始能訂正之、教會合併時亦同。
(立案規則第三十六條)

第五十二條　本教會如因故不得已需解散時、須先獲得執事會三分之二之同意、會員大會之承認、並經神奈川縣知事審核證明、始能解散。（立案規則第三十七條）

第五十三條　本教會一經解散、所有剩餘財産須依照會員大會之議決、以奉献同一信仰的基督教會或公益事業為目的處分之。（立案規則第三十八條）

第五十四條　本教會辦事細則由執事會另訂之。（立案規則第三十九條）

第五十五條　本教會立案規則自神奈川縣知事審核證明之日（一九五七年七月二日）生效。
（立案規則附則之一）
本教會立案規則生效當時之教會代表為韓培德師母、執事為李英乾、朱家語、彭惠安、李海天。（立案規則附則之二）

第五十六條　本手冊自一九七七年十一月二十日（感恩節）起施行。

第五十七條　神學生奬學金

目　　的：鼓勵及援助本教會決志献身之弟兄姉妹就讀神學院。

適 用 者：需本教會執事二人以上推薦、申請者須提出申請書、履歷表和信仰見証文。

條　　件：１．性別、年齡、學曆不拘。
２．必須是本教會會員。
３．願献身成為傳道者。
４．經國内、外政府立案認可之神學院。

補助金額：每人/每月上限日幣五萬。每學年一次付款/需附成績表。

第五十八條　愛心基金

目　　的：１．教會為了幇助在本教會聚會的弟兄姉妹解決經濟方面的困難如生活費、或醫療費等、而設立此基金。
２．或經由執事會認同後的特殊事項也可使用本基金。

第八章　補則

第五十一条　本教会立案規則を改正する時は、まず執事会の２/３の同意と、会員大会の承認、又神奈川県知事の審査証明を経て訂正することができる。教会合併も同様。（立案規則第三十六条）

第五十二条　本教会がやむを得ず解散する時は、まず執事会の２/３の同意と、会員大会の承認、又神奈川県知事の審査証明を経て解散することができる。（立案規則第三十七条）

第五十三条　本教会が解散する時は、所有する全財産を会員大会の議決で、同一信仰のキリスト教会又は、公益事業を目的とする機関に献金する。（立案規則第三十八条）

第五十四条　本教会運営の細則は、執事会が別途定める。（立案規則第三十九条）

第五十五条　本教会立案規則は神奈川県知事審査証明日（1957 年 7 月 2 日）より発効する。
（立案規則補則一）
本教会立案規則成立時の教会代表役員はバーザー・ハンネスタ、責任役員は李英乾、朱家語、彭惠安、李海天。（立案規則補則二）

第五十六条　本会員手帳は１９７７年１１月２０日（感謝祭）より施行する。

第五十七条　神学生奨学金

目　的：献身を奨励し、神学校で学ぼうとする本教会の兄弟姉妹を支援する。

適用者：本教会執事二人以上の推薦が必要で、申請書、履歴書、信仰の証し文を提出する。

条　件：１．性別、年齢、学歴を問わない。
２．本教会会員であること。
３．献身し伝道者となろうとする者。
４．国内、国外の政府公認の神学校であること。

補助金：月額五万円を上限とする。（毎学年に一回支給する。又、神学生は毎年成績表を提出しなければならない）

第五十八条　愛の基金

目　的：１．本教会に集う兄弟姉妹の経済的困難（生活費、医療費など）に対し、教会の愛の基金より支援を行なう。
２．その他執事会が認めた事項に対し支援を行なう。

基　　金：來自弟兄姊妹的奉献。

金　　額：由執事會討論決定。

審　　查：由本人申請、經執事會審查通過。

第五十九條　研修費

目　　的：教會為了對願意學習神學課程的本教會的會員、提供部分研修費的補助。

金　　額：每次不超過五萬日幣（但限於全學期費用的半額以下、且每人一年只可申請一次）。

審　　查：由本人申請、經執事會審查通過。

研修報告：申請人研修後須向執事會提出研修報告書。

紀律

本教會現任牧師、長老、執事及會員等如有觸犯下列情形之一者、教會得先向其規勸、如再不聽從無意悔改者、須受解聘、停職及除名等處分：

一、違背本教會規則、不服從本教會決議及偏行己路者。

二、觸犯任何國家刑事法、經判決定罪者。

三、冒用本教會名義作不法行為、以致有損本教會信譽者。

四、中途改變本教會基本信仰者。

基本信仰

使徒信經（聚會公讀用）

我信上帝、全能的父、創造天地的主。我信我主耶穌基督、上帝獨生之子、因聖靈感孕、由童貞女馬利亜所生、在本丟彼拉多手下受難、被釘於十字架上、死了、葬了、降在陰間、第三天從死裡復活。升天、坐在全能父上帝的右邊、將來必從那裏降臨、審判活人死人。我信聖靈。我信聖而公之教會。我信聖徒相通。我信罪得赦免。我信身體復活。我信永生。　　阿　們。

基　金：兄弟姉妹からの献金。

金　額：そのつど執事会で決定する。

審　査：本人の申出により、執事会で審査を行なう。

第五十九条　研修費

目　的：神学を学びたいと願い求める本教会員に対し、研修費として補助を行なう。

金　額：上限五万円。（但し全学期費用の半額を上限とし、一人一年一回までとする）

審　査：本人の申出により、執事会で審査を行なう。

研修報告：研修後、執事会に研修報告書を提出する。

戒　規

本教会の現任牧師、長老、執事及び会員が次の様になった場合、教会は先ずその者に勧告をし、それでも聴き入れない場合は解任、停職及び除名等とする。

一、本教会の規則に背き、本教会での議決に従わず、自分勝手な事を行なった者。

二、何らかの刑事法に触れ有罪判決を受けた者。

三、本教会の名前を使って不法行為を行ない、本教会の信用に傷をつけた者。

四、途中から本教会の信仰を変えた（棄てた）者。

基本信仰

使徒信条（集会公読用）

我は天地の造り主、全能の父なる神を信ず。我はその独り子、我らの主イエス・キリストを信ず。主は聖霊によりてやどり、おとめマリヤより生まれ、ポンテオ・ピラトのもとに苦しみを受け、十字架につけられ、死にて葬られ、陰府にくだり、三日目に死人の内よりよみがえり、天にのぼり、全能の父なる神の右に座したまえり。かしこより来りて生ける者と死にたる者とを審きたまわん。我は聖霊を信ず。聖なる公同の教会、聖徒の交わり、罪のゆるし、からだのよみがえり、とこしえの命を信ず。アーメン

信條

一、聖　　經：我信新舊約全書六十六卷全是　神所默示的、為信仰行為最高準則。
（提後三：十六～十七）

二、真　　神：我信創造掌管天地萬物的主宰是自有永有、父、子、聖靈三位一體的獨一真神。
（創一：一、　賽四十四：六、　太二十八：十九、）

三、基　　督：我信耶穌基督是　神的獨生聖子、藉童貞女馬利亜而生、降世為人、擔當世人的罪、死後復活昇天、完成救贖、且必再臨、審判活人死人。其後在世上與聖徒建立千禧年國、永享福樂。（林前十五：一～三）

四、聖　　靈：我信聖靈是　神所差遣的保惠師、使人知罪、明白真理、保守聖徒、直等到　主再臨。（約十四：十六、約十六：十三）

五、世　　人：我信人類是依　神的形像被造的、但因始祖亜當背叛神犯罪、從此人類墮落、無能自救、需要救恩重生。（創一：二十六～二十七、羅三：二十三、約三：十六）

六、救　　贖：我信得救是本乎恩、也因着信、　主耶穌基督在十字架上所流之寶血使我們的過犯得以赦免、救贖得以完成。（弗二：八～九、弗一：七）

七、教　　會：我信基督聖教會是包括所有接受耶穌的救恩、信靠耶穌基督為救主的人所建造的靈裡團契。（太十六：十五～二十）教會的責任乃是將福音傳到地極、使人得與　神和好、過公義聖潔的生活。（羅五：十一）

八、信仰生活：我信靠著聖靈的能力、過得勝的生活、凡是相信、凡是盼望、凡是包容、凡是忍耐、以愛心待人、在今世自守、敬虔度日。
（林前十三：七、多二：十二）

九、結　　局：我信死人復活並受審判、得救者進入永生、不信者必受永刑。
（啓二十：十一～十五、太二十五：四十六）

信　条

一、聖　　書：私は新旧約聖書六十六巻全てが神によって啓示された信仰と行動の最高の規範であることを信ずる。（第二テモテ 3：16～17）

二、真 の 神：私は天地万物を創造しそれを治め永遠に生きておられる父、御子、御霊なる三位一体の唯一の神を信ずる。（創世記 1：1、イザヤ 44：6、マタイ 28：19）

三、キリスト：私はイエス・キリストが唯一の神の御子であり、処女マリヤより生まれ、世に下り、人々の罪を負い死んで後よみがえり天に昇り救いを完成されたこと、又 やがて再び来られ生ける者と死にたる者を審かれる方であることを信ずる。その後地上に千年王国を建て、聖徒たちは永遠の御国に入る。
（第一コリント 15：1～3）

四、聖　　霊：私は聖霊が神により遣わされた助け主であって、主の再臨の時に至るまで、人々に罪を知らせ、真理を悟らせ、聖徒を守ることを信ずる。
（ヨハネ 14：16、16：13）

五、世 の 人：私は人類は神の形に造られたが、人類の始祖アダムが神にそむいて罪を犯し、この為人類は堕落し、自分で自分を救うことができず、救いの恵みによって生まれ変わる必要があることを信ずる。（創世記 1：26～27、ローマ 3：23、ヨハネ 3：16）

六、救　　い：私は恵みのゆえに信仰によって救われ、主イエス・キリストが十字架において流された血潮により、私達の罪が赦され救いのあがないが完成したことを信ずる。（エペソ 2：8～9、1：7）

七、教　　会：私はキリストの教会は全てキリストの救いを受け入れ、キリストを救い主と信じた人々により建てられた霊的な交わりであることを信ず。
（マタイ 16：15～20）
教会の責任は福音を地のはてまで宣べ伝え、人々を神と和解させ、潔い生活をさせることである。（ローマ 5：11）

八、信仰生活：私は聖霊の力によりたのみ、勝利の生活を送り、全てを信じ、全てを望み、全てを受け入れ、全てを忍び、愛をもって人に接し、敬虔に日を過すことができると信ずる。（第一コリント 13：7、テトス 2：12）

九、終　　末：私はやがて死人がよみがえり、救われた者は永遠の命に入り、不信者は永遠の刑罰を受けることを信ずる。（黙示録 20：11～15、マタイ 25：46）

禮拜須知

一、禮拜是領受　神的恩典和明白自己使命的時間、因此、信徒應守禮拜。要想作一個好禮拜、須先有好準備、為當日聚會代禱。本教會禮拜秩序由三個不同的部份構成、聯在一起、成為一個完整的禮拜:

（一）静候　神的話語：正如祭司獻贖罪祭給　神、信徒也當將讚美、禱告、信仰作贖罪祭獻給　神、等候　神的話語臨到。

（二）恭候　神的話語：正如先知傳達　神的話、信徒也當虔誠恭聽　神僕人傳達的信息。

（三）應答　神的話語：領受　神的話語後、信徒當以感謝和奉獻報答　神恩。

二、信徒須預備心、守時參加禮拜:

（一）禱告的準備：提早十分鐘到教會、安静坐下爲證道者爲衆信徒、爲自己禱告。

（提後二：十五）

（二）讀經的準備：先讀當日證道經文、加以思考、必能有助於聽道。

三、敬拜　神、態度要恭敬、切勿高聲縱談、使禮拜呈現肅静氣氛、體驗著　神的同在。

四、遲到者正遇禱告時、須即止步肅立、等禱告後才就座。

五、信徒參加禮拜、衣履須清潔整齊、不應以奇装爲尚。

六、開門或關門、手越輕越好、不讓門發出聲音來。並關掉携帶電話的電源。

七、信徒在聚會進行中、因故不得已早退時、須安静退席。

八、禮拜中攝影須經總務部執事許可。

礼拝心得

一、礼拝は神の恵みを受け、自己の使命を明らかにする時であるから、信徒は礼拝を守らなければならない。良い礼拝を献げる為には良く準備されなければならず、当日の集会の為に祈る。本教会の礼拝は三つの部分から構成されており、一体となって完成された礼拝となっている。

（一）神の言葉を待ち望む：祭司が献げ物をするのと同じように、信徒も賛美、祈り、信仰を神に献げ、御言葉を待ち望む。

（二）神の言葉を受け入れる：預言者が神の言葉を伝えたのと同じように、信徒も謙虚に神の僕の伝えるメッセージを聴く。

（三）神の言葉に応答する：神の言葉を受け入れた後、信徒は感謝と献金をもって神の恵みに応える。

二、信徒は心を備え、時間を守り礼拝に参加する

（一）祈りの準備：10 分前に教会に着いて、静かに席につき、説教者の為に祈り（テモテⅡ2：15）、又自分の為に祈る。

（二）聖書朗読の準備：先ずその日の説教の個所を読み、黙想することによって理解を助けることになる。

三、神を礼拝する時の態度は敬虔であり、大声で話をしないこと。礼拝では静粛にし、神の臨在を体験する。

四、遅れて来た者は、祈っているのを見たら、立ち止まってともに祈って終わってから席に座るようにする。

五、信徒は礼拝に参加する時は、衣服は清潔にし、奇抜なかっこうをしない。

六、ドアの開閉は音をたてずに静かに行なう。又、携帯電話の電源は切ること。

七、信徒は礼拝中、どうしても早退しなければならない時は、静かに席を立つこと。

八、礼拝中の撮影は、事前に総務部執事の許可を得る。

洗禮説明

凡年滿十二歲以上的人，若明白洗禮的意義，既承認自己是罪人，並誠心願意在主面前悔改認罪，信靠主耶穌，就可以報名接受洗禮，歸主名下!

羅馬書六：三～五
6:3 豈不知我們這受洗歸入基督耶穌的人、是受洗歸入他的死麼。
6:4 所以我們藉著洗禮歸入死、和他一同埋葬．原是叫我們一舉一動有新生的樣式、像基督藉著父的榮耀、從死裡復活一樣。
6:5 我們若在他死的形狀上與他聯合、也要在他復活的形狀上與他聯合。

馬太福音二八：十九～二十
28:19 所以你們要去、使萬民作我的門徒、奉父子聖靈的名、給他們施洗．〔或作給他們施洗歸於父子聖靈的名〕
28:20 凡我所吩咐你們的、都教訓他們遵守我就常與你們同在、直到世界的末了。

嬰兒奉獻禮説明

嬰兒奉獻禮不是洗禮！乃是依照父母的心願，將孩子奉獻給主，求神帶領這孩子的一生!

路加福音二：二二
2:22 按摩西律法滿了潔淨的日子、他們帶著孩子上耶路撒冷去、要把他獻與主。

路加福音二：四二
2:42 當他十二歲的時候、他們按著節期的規矩上去。

由其他教會轉入本教會的轉會規則

一、必需連續參加本教會主日崇拜（或晚間崇拜）達三個月以上者。
二、必需得其所屬教會證書：證明申請者之受洗日期、施洗牧師姓名、及受洗地點等。
三、若因種種原因、而未能提出申請者所屬教會之證明時、必需經執事會跟據個別情況進行審查及確認、以決定其申請資格。

洗礼の説明

満 12 歳以上の人で、洗礼の意義を理解し、かつ自分は罪人であると認め、心から主の前で罪を悔い改めるなら、洗礼を受ける申し込みがが出来、主の名の下に加えられる。

ローマ 6：3～5
6:3 それとも、あなたがたは知らないのですか。キリスト・イエスにつくバプテスマを受けた私たちはみな、その死にあずかるバプテスマを受けたのではありませんか。
6:4 私たちは、キリストの死にあずかるバプテスマによって、キリストとともに葬られたのです。それは、キリストが御父の栄光によって死者の中からよみがえられたように、私たちも、いのちにあって新しい歩みをするためです。
6:5 もし私たちが、キリストにつぎ合わされて、キリストの死と同じようになっているのなら、必ずキリストの復活とも同じようになるからです。

マタイ 28：19～20
28:19 それゆえ、あなたがたは行って、あらゆる国の人々を弟子としなさい。そして、父、子、聖霊の御名によってバプテスマを授け、
28:20 また、わたしがあなたがたに命じておいたすべてのことを守るように、彼らを教えなさい。見よ。わたしは、世の終わりまで、いつも、あなたがたとともにいます。」

献児式の説明

献児式は洗礼ではない。むしろ両親が子供を主に奉げ、子供の一生が神に導かれるよう心から願い求めることである。

ルカ 2：22
2：22 さて、モーセの律法による彼らのきよめの期間が満ちたとき、両親は幼子を主にささげるために、エルサレムへ連れて行った。

ルカ 2：42
2：42 イエスが十二歳になられたときも、両親は祭りの慣習に従って都へ上り、

他教会から本教会に転入する規則

一、本教会の主日礼拝（又は夜間礼拝）に連続して三ヶ月以上参加する者。
二、所属教会の証明書があること：申請者の受洗日、施した牧師氏名、受洗場所など。
三、もし様々な理由により、所属教会の証明書が提出できない時は、執事会は個別の状況に応じて審査、確認の上、申請資格を決定する。

聘請牧師辦法

一、本教會聘請牧師時、須由執事會事前查明有關下列牧師之信仰與經曆、認爲適當始能召開會員大會通過聘請之。

（一）清楚　神的呼召、有献身事奉主經歷者。

（二）神學院畢業並被按立爲牧師者、或傳道人。

（三）信仰純正、言行相稱、忠心事主、並樂意領人歸主者。

（四）身體健壯、有適應環境能力者。

（五）有二年以上牧會或助理牧會經驗者。

二、牧師負責牧養信徒、傳道並主持聖禮儀典、及遵行本教會規則與議決事項。

（附件）将教會設立主任牧師一名及副牧師数名。（另附加主任牧師之職責一份）

三、牧師受託聖職、教會須供給酬勞以支持其生活上屬物的需要、供給項目如下：

（一）定額酬勞：按双方訂明之金額、按月以現金支付之。但如遇物價發生變動時、得按實情調整之。

（二）特別酬勞：每年七月底和十二月底，分別支付一個月份與定額酬勞同額之現金、作為特別酬勞。但不滿半年者，則以月數計算。

（三）退職酬勞：每年積立一個月份與定額酬勞同額之款項於準備金專戶內、不得隨時動用、殆至牧師退職時、以整筆現金支付之、作為退職酬勞。但不滿一年者、則以月數計算之。

（四）住宿場所：免費供給本教會之牧師館為牧師及其家屬之住所。但須空出一室留為教會招待有關傳道人等之用。

（五）公用費用：免費供給牧師館内之水電煤氣電話等、此項公用費無需牧師負擔。牧師的私人電話費用不在公用費用之内。

（六）往返旅費：支付牧師(攜眷)赴任及離任時所需 EconomyClass（經濟艙）往返旅費及行李運費。但是，牧師在下一個服侍教會決定的情況下，其旅費及行李運費由下一個教會來負擔。

（七）牧師休假：每年給予十四日、可翌年累積、每週一休假一日、牧師休假日期，須經執事會事前承認。

牧師の招聘方法

一、本教会で牧師を招聘する場合、執事会が前もってその信仰及び経歴を調べた上で適当と認めた場合、会員大会を開いて決定する。

（一）明確に神の召命をうけて献身した者。

（二）神学校を卒業し按手を受け牧師としてたてられた者、或いは伝道師。

（三）信仰が正しく、品行方正で主に忠実であり、熱心に人を主に導く者。

（四）健康で環境に適応できる者。

（五）二年以上の牧会、或いは牧会協力の経験の有る者。

二、牧師は信徒との牧会、伝道及び聖礼典を執行し又本教会の規則及び決議を守る責任が有る。(附則)教会は主任牧師一名及び副牧師数名を置く。（主任牧師の職責は別途参照）

三、牧師がその任務を全うする為、教会はその生活を支える上での必要を提供しなければならない。

（一）定額報酬：双方合意の金額を毎月現金で支給する。物価変動に応じて調整する。

（二）特別報酬：毎年 7 月末と 12 月末、別途に一ヶ月分の定額報酬と同額分を特別報酬として支給する。但し半年に満たない者は、月数で計算する。

（三）退 職 金：毎年一ヶ月分の報酬と同額を積み立てておいて、牧師が退職する時現金で支給する。しかし一年未満の場合は、勤めた月に従って計算する。

（四）住　　居：本教会の牧師館を牧師の住居として無料で提供する。ただし一室はあけておいて伝道師等のゲスト・ルームとして使用する。

（五）公共費用：牧師館内の水道・電気・ガス・電話などは教会が負担する。
牧師の私用電話の費用は公共費用に含まない。

（六）往復の旅費：牧師（家族）の赴任及び離任時に必要なエコノミークラスの往復旅費及び荷物の運送料を支給する。但し、牧師が次に赴任する教会が決定している場合、その旅費と荷物の運送料は、赴任先教会の負担とする。

（七）牧師の休暇：週休一日と毎年 14 日の休暇をとることができ、翌年まで繰越が可能。休暇は執事会の事前の承認を得る。

四、牧師任期每期二年。
任期屆滿如双方同意、得繼續延長任期、但原則上年齡為滿７０歲止。
五、牧師辭職須在半年之前向執事會提出辭職書、經教會受理後、期屆須離職。
六、如遇牧師受解任時、由執事會酌定離職時期。
七、牧師在任期内不得兼職、但教會同意者不在此限。
八、教會聘請的主任牧師與其如下情況家屬，從牧師聘用之日起均自動成爲本教會的會員。
1）與牧師一同在日本居住
2）年滿 20 歲以上
九、其他必要事項由執事會另訂之。

主任牧師之職責

一、根據主耶穌基督的大使命(馬太福音 28:19～20)和聖靈的啓示與異象(使徒行傳 1:8),按照被神所喜悅的教會的方式來教導信徒。

二、遵從聖經的原則，以「使徒信經」為根本保守維持教會的信仰以及行爲的正確性。

三、專心致志于祈禱和傳道，重視講壇的講道，關心教會會員的身、心、靈的健全。

四、通過各種的研修會、傳道會以及集中講義等方式，訓練教會會員成爲合主使用的器皿。能夠不斷地在高水準的服仕上匯集教會的力量。

五、使教會的各個部門可以健全地運行，不斷地對服仕進行改進、增加或者削減，來使得教會更加有效地廣傳福音，拯救靈魂。

六、解決教會的人際關係上的不一致以及紛爭，指導教會的領袖與眾會員在友好、合一、彼此尊重、互相友愛的氣氛裏合而爲一來一同服仕。鼓勵信徒參加各種各樣的服仕。

四、牧師の任期は一期二年。
任期満了の時は、双方の同意によって任期を延長することができる、
但し原則として満 70 歳までとする。
五、牧師は辞職する半年前に辞表を執事会に提出する。教会が受理すれば、辞職できる。
六、もし牧師を解任する際は、執事会がその時期を通知する。
七、牧師は他と兼職できないが、教会が同意すれば可能である。
八、招聘した主任牧師及び下記条件を満たす家族は、牧師の招聘日から本教会会員となる。
１）牧師とともに日本に住む
２）年齢は 20 歳以上
九、その他の必要事項は執事会により決定される。

主任牧師の職責

一、主イエス・キリストの大宣教命令（マタイ 28：19～20）と聖霊の啓示とビジョン（使１：8）をもって、神に喜ばれる教会となるように信徒を指導する。

二、聖書の原則に従い、又「使徒信条」を元に教会の信仰と行いの正確さを守り維持する。

三、祈りと伝道に専念し、講壇の説教を重んじ、教会員の身、心、霊の健全に心を配る。

四、各種の研修会、伝道会及び集中講義などの場を通し、教会員を主に用いられる器に整え、訓練する。絶えず高いレベルの奉仕ができるように皆で方策を考え力を合わせる。

五、教会の各部門が健全に運用され、絶えず奉仕の事柄を改良、増加あるいは削減し、教会がさらに効率的に福音を広め、魂を救う事ができるようにする。

六、教会での人間関係の食い違いや争いを解決し、リーダーと全教会員が友好、一致、互いに尊重、愛し合う雰囲気の中、一体となって皆で奉仕するように指導する。信徒が各奉仕に参加、支持するように励ます。

按立長老辦法

一、本教會在靈工上有第七條之必要時得按立長老、由牧師及執事會按下列品格資曆推薦、經全體執事及會員大會出席者 3/4 同意、得按立之。

（一）信仰合乎本教會信條者。

（二）生活有美好見證、教外有好名聲、行為端正、熱心傳道、尊　主為大者。

（三）在教會裡有領導才能、關心信徒靈命者。

（四）曾任執事六年以上者。

（五）長老須出席執事會會議、在執事會有表決權。

二、長老任期為終身職。

（一）當長老因爲身體健康原因或者其他原因無法履行長老職務之時，可以提請執事會卸任長老職務，同時教會授予其榮譽長老的稱呼，在衆人面前也稱爲長老，只是不安排具體的教會服侍工作。

（二）若長老在行事上有妨害教會利益時、經半数以上會員要求得行使罷免權、停止其在教會中的工作。遇有此項情形時、須召開臨時會員大會來通過決議。

長老任命方法

一、本教会の霊的働きの第七条が必要な時、長老を任命することができる。これは牧師及び執事会が次の品格を備えている人物を推薦し、執事全員及び会員大会出席者の 3/4 の同意の後に任命する。

（一）信仰が本教会の信条に合っている者。

（二）生活において良き証しが有り、教会外でも尊敬されており、品行方正で、伝道熱心、主を第一とする者。

（三）教会において指導力が有り、信徒の霊的状態に関心を持つ者。

（四）執事を六年以上経験した者。

（五）長老は執事会に出席し、執事会での議決権を有する。

二、長老の任期は終身職とする。

（一）健康、又はその他の理由により長老職を履行できない時は、長老の職務から外れることを執事会に申し出ることが出来る。この時教会は栄誉長老の呼称を与え、人々の前では長老と呼ぶが、具体的な教会の奉仕にはつかない。

（二）長老に教会の利益を妨げる行いがある時は、半数以上の会員の求めにより罷免し、教会の働きを辞めさせられる。もしこのような状況の時は、臨時会員大会を開き、決議を通さなければならない。

選舉執事辦法

一、本教會依照第四章規定辦理執事選舉、通過執事候選人提名委員会推選候選名單。候選者當滿足如下條件:

（一）信仰合乎本教會信條者。

（二）生活有美好見證、教外有好名聲、行為端正、熱心事奉者。

（三）謙卑忠心、與人合作無間者。

（四）已受洗並加入本教會滿二年、年齡滿二十歲以上滿七十歲以下之會員。

執事候選人提名委員会由牧師、長老、執事組成。負責從教会會員當中推薦可以與執事職分相稱的弟兄姐妹。牧師和長老需確認被推薦者的屬靈信仰，以及事前確認其當選執事之後不會辭退。候選人的最終名單由牧師和長老來確定。

二、本教會會員均有選舉投票權。

三、執事每期任期二年、最多連任三期共六年。連任六年者得停止被選舉權一期二年。

四、本教會選舉執事方法採用無記名投票法、選舉票及會員名單由執事會總務部在選舉前十日印製、由代表與牧師覆核確認後、加蓋教會印章備用。

五、關於事前投票的規定如下。

（一）選舉人因故當天不能出席會員大會時可以事前投票。

（二）事前投票方法由代表（如代表不在、可由牧師代理之）當面發給選舉票予投票人、投票人須在代表、牧師及執事前選舉之。

（三）事前投票是在投票日七天前的星期日於教會在執事會所指定的時間內舉行。

選舉票應由選舉人親自封緘並簽名其上、交由代表轉送會員大會。當衆啓封、該選舉票與當日投票同樣有效。

六、選舉須當衆開票、候選者的得票數必須超過投票總數的 3/4 以上方可當選。

當選者人數不夠規定人數時，不再進行再次投票選舉。

七、投票須按規定候選人名單來選之、如有超過規定被選人數的選票、則視爲無效。

八、選票如有撕破或模糊不清、以致不能辨認被選人為誰者、則視爲無效。

九、候選人之中、直系血親不得超過一人（須結婚另立門戶）、有親屬關係者（六等親）不得超過二人。

十、有關選票由代表保管三個月備查、逾期廢之。

十一、選舉結果須在週報連續公告二次。

執事選挙方法

一、本教会は第四章の規定により執事候補推薦委員会の推薦する名簿を通して、執事選挙を行う。候補者は以下の条件を満たさなければならない。

（一）信仰が本教会の信条に合っている者。

（ニ）生活に良い証しが有り、教会外の名声も良く、品行方正で、奉仕に熱心な者。

（三）謙虚で主に忠実、他者と協力していける者。

（四）洗礼を受け本教会に加入して二年以上の満 20 才以上満 70 才以下の会員。

執事候補推薦委員会は牧師、長老、執事で構成する。教会員の中から執事の職分に相応しい兄弟姉妹を推薦する。牧師と長老は被推薦者の霊的信仰を確認し，且つ執事当選後に辞退しない事を事前確認する。候補者の最終名簿は牧師と長老で決める。

二、本教会会員は均しく選挙の投票権を有する。

三、執事任期は一期二年、最多連任三期六年とする。六年連任者は一期二年の被選挙権から外れる。

四、本教會の選挙方法は無記名投票で行われる。投票用紙及び会員名簿は執事会総務部から投票の 10 日前に作成され、代表及び牧師の確認後、教会印をおして使用される。

五、事前投票の規定は以下の通り。

（一）選挙人が何かの理由で当日会員大会に出席できない時は、事前投票を行える。

（二）事前投票は代表（代表不在の場合、牧師が代理を務める）が直接投票用紙を選挙人に与え、選挙人は代表、牧師及び執事の前で投票する。

（三）事前投票は投票日の七日前の日曜日、教会において執事会の定めた時間内に行う。選挙用紙は選挙人自ら封をし、サインした上で代表を通して会員大会に送られる。会衆の前で開封され、当日投票分と同様に有効とされる。

六、開票は会衆の前で行い、候補者の得票数が投票総数の 3/4 以上を超えた者を当選とする。

当選者人数が規定人数を満たさない場合でも、再選挙は行わない。

七、投票は必ず規定にそって候補者名簿から選ばれる。もし規定数以上の被選挙人数を選んだ場合は無効と見なす。

八、投票用紙が破れたりして判読不能なものに関しては無効と見なす。

九、候補者は、一家族（一世帯）から一名とし、それを越えてはならない。

親類の場合(六親等)は、二名を越えてはならない。

十、投票用紙は代表により三ヶ月間保管された後、処分される。

十一、選挙結果は週報に二週連続して載せる。

借用教會禮拜堂辦法

一、本教會禮拜堂除自己禮拜、傳道及聚會使用外、可借給外方使用。

二、借用本教會禮拜堂須合乎下列各情況:

（一）本教會執事會確認借方之信仰純正、用為禮拜或培靈會等者。

（二）用為結婚典禮。需男女双方均為信徒者。

（三）用為感恩禮拜但借方須為信徒者。

（四）用為喪禮及追思禮拜、但故人須為信徒者。

三、合乎上項情況、而有本教會會員介紹者。認為必要時、代表得召集臨時執事會決定之。

四、借用本教會禮拜堂均不收費、但其樂捐者不在此限。

五、其他必要事項由執事會另訂之。

教会礼拝堂借用規則

一、本教会の使用時以外なら他に貸し出すことができる。

二、本教会の礼拝堂を借りる場合は以下の項目に該当しなければならない。

（一）本教会の執事会で信仰が正しいと認められた場合、礼拝や聖会等に使用できる。

（二）結婚式で使用する場合、男女双方が信者であること。

（三）感謝礼拝で使用する場合、相手は信者であること。

（四）葬儀、追悼礼拝で使用する場合、故人が信者であること。

三、上記の場合、本教会会員の紹介で必要ならば代表は臨時執事会を開き決定する。

四、本教会礼拝堂の使用は無料。但し、自由献金はこの限りではない。

五、その他の必要事項は執事会により決定される。

使用教堂舉行葬禮規則

一、祇限本教會員和會員之家人使用

二、原則上「前夜式」祇安放故人照片代替遺體

三、次日的「葬禮」才將遺體安放至禮拜堂

四、遺屬若有特別的需要、請與長老執事或牧師面洽

五、聖經對遺體的教導

（一）塵土仍歸於地、靈仍歸於賜靈的神（傳道書 12:7）

（二）叫人活著的乃是靈、肉體是無益的... 靈就是生命（約翰福音 6:63）

教会の葬儀使用規則

一、本教会の会員及び会員家族の使用に限る。

二、原則上「前夜式」では、故人の遺影を置いて、遺体の代わりとする。

三、翌日の「告別式」では、遺体を礼拝堂に安置することが出来る。

四、遺族にもし特別な必要があれば、長老、執事又は牧師と相談する。

五、遺体についての聖書の教え

（一）ちりはもとあった地に帰り、霊はこれを下さった神に帰る。（伝道者の書 12:7）

（二）いのちを与えるのは御霊です。肉は何の益ももたらしません。
わたしがあなたがたに話したことばは、霊であり、またいのちです。（ヨハネ 6:63）

借用禮拜堂以外之聚會場所辦法

一、本教會禮拜堂以外之聚會場所除自己使用外、可借給外方使用。

二、須合乎下列各項規定者、始得借用。

（一）經長執會同意通過者。

（二）不作任何營利目的使用者。

（三）凡借用禮拜堂結婚、追思禮拜或感恩禮拜者得借用禮拜堂以外之聚會場所,供其使用舉行茶會或餐會、但絶對不准抽烟喝酒。

三、合乎以上情況経本教會會員介紹者、必要時、代表得召開臨時執事會決定之。

四、借用禮拜堂以外之聚會場所均不收費、但其樂捐者不在此限。

五、其他必要事項由執事會另訂之。

本教會墓地使用辦法

一、凡本教會之正會員均可使用之。

二、本教會正會員以外之信徒經本教會會員介紹可使用之、但須遵守以下之規定:

（一）得本教會執事會之許可者。

（二）凡因安葬上所需費用須由使用人負擔、退葬者亦同。

（三）一切遵守本教會之規定。

三、遺族須遵行本教會規約如:

（一）不准用其他宗教儀式祭墓。

（二）不得竪立本教會規定外之石碑和靈位。

四、其他必要事項由執事會另訂之。

礼拝堂以外の教会施設借用規則

一、礼拝堂以外の施設は本教会の使用時以外なら他に貸し出すことができる。

二、下記の条件に合う場合貸し出すことができる。

（一）執事会が同意した者

（二）いかなる営利も目的としない者

（三）礼拝堂を借りて結婚式、追悼礼拝、感謝礼拝などを行った者が茶会や愛餐会を行う場合。いかなる場合でも禁酒、禁煙である。

三、上記の場合、本教会会員の紹介で必要ならば、代表は臨時執事会を開き決定する。

四、本教会礼拝堂以外の教会施設の借用は無料。但し自由献金はこの限りでない。

五、その他の必要事項は執事会により決定される。

教会墓地使用方法

一、全て本教会の正会員は誰でも使用することができる。

二、本教会の正会員以外の信徒が使用する場合、本教会会員の紹介が必要となる。
但し、以下の規定を守らなければならない。

（一）本教会の執事会の許可を得ること。

（二）埋葬、退葬にかかるすべての費用は使用者が負担すること。

（三）本教会の規定をすべて守ること。

三、遺族は、下記の本教会の規約を守らなければならない。

（一）他宗教の儀式を行わないこと。

（二）本教会の規定以外の墓碑や位牌を建てないこと。

四、その他の必要事項は執事会により決定される。

教會學校規則

一、主日學校係教會傳道上培育青少年向上最有效之辦法、與教會絶不准分離、惟其行政、教學不妨獨立、以資分工合作。

二、校長産生應按下列各項選出之:

（一）年在二十歲以上之忠心、熱心、愛心之教會會員（不限男女）。

由教員會推薦經執事會同意者、任期一年、連選得連任。

（二）須受洗在五年以上、曾擔任過主日學教員者。

（三）有領導能力、且教外有好名聲者。

三、教員産生應就以下資格由校長聘請、經執事會承認後決定之。

（一）年在十八歲以上之熱心、忠心、愛心的教會會員。

（二）須受洗三年以上者。

（三）有教導能力、且教外有好名聲者。

四、學生以招收全體兒童為對象。

五、教學語言以中文為主，日英語文為副。

六、為培養兒童獻身的信仰與行為。

七、其組織行政另由教會學校自定、但得由執事會承認之。

青年團契約規則

一、凡大専、高中青年或社會青年均可參加為成員。

二、聚會及交通均以青年為主、但由牧師及教育部輔導之。

三、設會長一人任期一年由成員選舉之、最多連任二期二年。

副會長:　一人輔助會長辦事

幹部　:　若干人

會長、副會長必須為本教會會員。

四、聚會時得須讀經、禱告、説明經義以培養其靈命。

五、每次聚會須備人簡記、送執事會參閲代祷。

六、其組織行政另由青年團契自定、但得由執事會承認之。

教会学校規則

一、教会学校は教会の伝道に於いて青少年を育てるのに最適の方法である。教会とは決して分離せず協力し合っていくべきである。

二、教会学校の校長は次の条件にそって選出される。

（一）20 歳以上で主に忠実かつ熱心で愛のある教会会員(男女問わず)、
教師会が推す人物を執事会が同意して決定する、任期は一年とし連任も可。

（二）洗礼を受けてから五年以上経つ教会学校教員の経験者。

（三）指導力が有り、教会外でも人望の厚い者。

三、教師は以下の資格の有る者を校長により招聘され執事会の承認を得て決定される。

（一）18 才以上で、熱心，忠実，愛の有る教会会員。

（二）洗礼を受けて三年以上経つ者。

（三）教える能力が有り、教会外でも人望の厚い者。

四、学生…すべての児童を対象とする。

五、使用言語は、中国語を主とし，日本語・英語を副とする。

六、児童に献身的な信仰と行動を養う。

七、その組織や運営は教会学校により決定し、執事会の承認を得る。

青年会規則

一、大学、短大、専門学校、高校生及び社会人の青年が参加できる。

二、集会や交わりは青年が中心となるが、牧師及び教育部が指導する。

三、会長一名、任期一年で会員選挙で選ばれ連任は最多ニ期ニ年。

副会長：一名が会長を補佐する。
委員：若干名
会長、副会長は本教会会員であること。

四、集会中は聖書朗読、祈り、聖書の研究などにより、その霊的成長を計る。

五、毎回の集会は記録をとり、執事会に提出し又祈ってもらう。

六、その組織や運営は青少年により決定し、執事会の承認を得る。

婦女會規則

一、凡在本教會聚會、年二十歲以上或已婚之姊妹均可參加為成員。
二、設會長一人任期二年由會員選舉之，不得連任。

副會長:　一～二人補助會長

幹部　:　若干人

會長、副會長必須為本教會會員。
三、聚會時得請牧師或師母參加指導。
四、主理以姊妹擔當、但不妨邀請會外弟兄（包含牧師、傳道人）擔當。
五、每次聚會由書記簡記、得提交執事會參閱代祷。
六、聚會內容以查經、聖經分享、交通見證、探訪、郊遊、放映影片等、其計劃可與牧師或師母協禱進行。
七、其組織行政另由婦女會自定、但得由執事會承認之。

婦人会規則

一、本教会に出席している 20 才以上或いは既婚の姉妹が参加できる。
二、会長一人、任期二年で会員選挙で選ばれ、連任不可。

副会長：一～二名が会長を補佐する。

委員：若干名。

会長、副会長は本教会会員であること。
三、集会は、牧師及び牧師夫人を招き指導してもらう。
四、姉妹が勧めをする、ただし会以外の兄弟姉妹（牧師、伝道師を含む）が勧めをしてもかまわない。
五、毎回の集会は記録をとり、執事会に提出して祈ってもらう。
六、集会内容は聖書研究、分ち合い、証し、訪問、ピクニックや映画鑑賞、その他牧師、牧師夫人と協力して行う。
七、その組織や運営は婦人会により決定し､執事会の承認を得る。

弟兄會規則

一、為增進本教會弟兄間深厚情誼、加強團結、互助合作、從事教會復興發展、期能人人事奉、做出貢献、負起神聖責任。
二、凡在本教會聚會、年二十五歲以上之弟兄均可參加為成員。
三、設會長一人任期二年由會員選舉之，不得連任

副會長:　一～二人補助會長

幹部　:　若干人

會長、副會長必須為本教會會員。
四、聚會以屬靈活動為中心、禱告、讀經、詩歌讚美、經義研究書籍以培養靈命。
五、聚會時請牧師參加指導。
六、須要時可開設各類講座、請講員以牧師為主、亦可請教師擔任之。
七、每次聚會由書記簡記、得提交執事會參閱代祷
八、其組織行政另由弟兄會自定、但得由執事會承認之。

兄弟会規則

一、本教会兄弟間の関係を深め、団結を強め、互いに助け合い、教会のリバイバルの為、全員奉仕をし、良き業をもって神の聖なる責任を負う。
二、本教会に出席する満 25 歳以上の兄弟が参加できる。
三、会長一名、任期ニ年で会員選挙で選ばれ連任不可。
副会長：一～ニ名が会長を補佐する。
委員：若干名
会長、副会長は本教会会員であること。
四、集会は霊的な事柄を中心とし、祈り、聖書朗読、賛美、聖書研究、霊的成長を計る。
五、集会は牧師に参加してもらい指導してもらう。
六、必要時に各種講座を開き、主に牧師を講師とするが、専門家に依頼することもできる。
七、毎回の集会は記録をとり執事会に提出し祈ってもらう。
八、その組織や運営は兄弟会により決定し、執事会の承認を得る。

愛愛團契規則

一、凡在本教會聚會、以帶孩子的母親為主均可參加為成員。
二、設會長一人任期二年由會員選舉之，不得連任。

副會長:　一～二人補助會長

幹部　:　若干人

會長、副會長必須為本教會會員。
三、聚會時得請牧師或師母參加指導。
四、主理以姊妹擔當、但不妨邀請會外弟兄（包含牧師、傳道人）擔當。
五、每次聚會由書記簡記、得提交執事會參閱代祷。
六、聚會內容以查經、聖經分享、交通見證、探訪、郊遊、放映影片等、其計劃可與牧師或師母協禱進行。
七、其組織行政另由愛愛團契自定、但得由執事會承認之。

清福團契規則

一，為增進本教會中年弟兄姊妹間深情厚誼，加強團結，互助合作，從事教會的復興與發展，期待能夠人人侍奉，作出貢獻，負起神聖責任。
二，凡在本教會聚會的兄弟姊妹均可慘加為成員。
三，設團長一人任期兩年由會員選舉之，不得連任。
副團長:　一人，輔助團長
幹部　:　若干人
會長、副會長必須為本教會會員
四，聚會以屬靈活動為中心，禱告，讀經，詩歌贊美，經意研究，書籍，互聯網教學等各種靈活方式以培養靈命。
五，聚會時邀請牧師長老執事參加監督指導。
六，必要時開設各類講座，請講員以牧師長老為主，也可請生生活上有明顯得勝生活見證的弟兄姊妹等。
七，每次活動有重要決定事項時，提交執事會參閱代禱。
八，其他事項由團契自定，但得由長執會批準並承認之。

愛愛会規則

一、本教会に出席する主に子供のいる母親が参加できる。
二、会長一人、任期二年で会員選挙で選ばれ連任不可。
副会長：一～ニ人が会長を補佐する。
委員：若干名。
会長、副会長は本教会会員であること。
三、集会は牧師又は牧師夫人に参加してもらい指導を受ける。
四、姉妹が勧めをする。ただし会以外の兄弟姉妹（牧師、伝道師を含む）が勧めをしてもかまわない。
五、毎回の集会は記録をとり執事会に提出し祈ってもらう。
六、集会内容は聖書研究、分かち合い、訪問、ピクニックや、映画鑑賞。
その他牧師、牧師夫人と協力して行う。
七、その組織や運営は愛愛会により決定し、執事会の承認を得る。

清福会規則

一、本教会兄弟姉妹間の関係を深め、団結を強め、互いに助け合い、教会のリバイバルの為、全員奉仕をし、良き業をもって神の聖なる責任を負う。
二、本教会に出席する兄弟姉妹が参加できる。
三、会長一名、任期ニ年で会員選挙で選ばれ連任不可。
副会長：一名が会長を補佐する。
委員：若干名
会長、副会長は本教会会員であること。
四、集会は霊的な事柄を中心とし、祈り、聖書朗読、賛美、聖書研究、書籍、インターネットの視聴覚教育などの各種の柔軟な方法で霊的成長を計る。
五、集会は牧師、長老、執事に参加してもらい監督、指導してもらう。
六、必要時に各種講座を開き、主に牧師、長老を講師とするが、生活で良き証しある兄弟姉妹に依頼することもできる。
七、毎回の集会は記録をとり執事会に提出し祈ってもらう。
八、その組織や運営は兄弟会により決定し、執事会の承認を得る。

詩班規則

詩班的事奉，是一種屬靈和音樂的職事。它所宣揚的，是藉著詩歌所唱出的福音，正如傳道人是藉著講章去傳道那樣。（摘錄自：教會音樂手冊。 沈士恒博士著）

詩班員的資格

一. 本教會為會員均可報名申請參加。

二. 有音楽属霊仕奉負担者。

三. 參加一切的練習和聚會，並履行班員的一切職責。

四. 詩班長由詩班員投票選出、任期兩年，不得連任。

五. 其組織行政另由詩班自定，經執事会承認後生効執行。

聖歌隊規則

聖歌隊の奉仕は、霊的な音楽の務めである。彼らの賛美は、聖歌を歌い福音を宣べ伝える、まさに、伝道者が説教で伝道することのようである。(引用：教会音楽手引き　W. Hines Sims)

聖歌隊員の資格

一. 本教会会員で申込した者が参加出来る。

二. 霊的音楽の働きに負担を負う者。

三、 あらゆる練習及び集会に参加し、聖歌隊員にあるべき責任を行うこと。

四. 聖歌隊長は聖歌隊員選挙で選ばれ、任期二年、連任不可。

五. その組織や運営は聖歌隊により決定し、執事会の承認を得る。